

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、届出・申請などは「電子申請」や「郵送」をご活用ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は当県では解除されましたが、引き続き、感染拡大防止に取り組む必要があります。

沖縄労働局管内の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）では、利用者の皆様に来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集をお勧めしています。

外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

電話による相談等が可能なもの、電子申請や郵送で行える届出・申請等につきましては、下記をご確認ください。

[緊急事態宣言を受けた都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について（厚生労働省サイト）](#)

厚生労働省・沖縄労働局